

○中期計画（修正案） ※修正項目のみ記載（網掛けの下線部分は修正箇所）

第4回評価委員会提出（案）		修正案																																									
<p>第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>2 住民・患者サービス</p> <p>(1) 患者中心の医療の提供</p> <p>【目標値】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">指 標</th> <th colspan="2">平成 22 年度実績値</th> <th colspan="2">平成 27 年度目標値</th> </tr> <tr> <th>市民病院</th> <th>成人病センター</th> <th>市民病院</th> <th>成人病センター</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>クリティカルパス種類(種類)</td> <td>34</td> <td>10</td> <td>160</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>患者アンケートによる満足度の向上(%)</td> <td><u>60</u></td> <td><u>61</u></td> <td><u>80</u></td> <td><u>80</u></td> </tr> </tbody> </table>		指 標	平成 22 年度実績値		平成 27 年度目標値		市民病院	成人病センター	市民病院	成人病センター	クリティカルパス種類(種類)	34	10	160	25	患者アンケートによる満足度の向上(%)	<u>60</u>	<u>61</u>	<u>80</u>	<u>80</u>	<p>第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>2 住民・患者サービス</p> <p>(1) 患者中心の医療の提供</p> <p>【目標値】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">指 標</th> <th colspan="2">平成 22 年度実績値</th> <th colspan="2">平成 27 年度目標値</th> </tr> <tr> <th>市民病院</th> <th>成人病センター</th> <th>市民病院</th> <th>成人病センター</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>クリティカルパス種類(種類)</td> <td>34</td> <td>10</td> <td>160</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>患者アンケートによる満足度の向上(%)</td> <td><u>95.1</u></td> <td><u>91.1</u></td> <td><u>98</u></td> <td><u>98</u></td> </tr> </tbody> </table>				指 標	平成 22 年度実績値		平成 27 年度目標値		市民病院	成人病センター	市民病院	成人病センター	クリティカルパス種類(種類)	34	10	160	25	患者アンケートによる満足度の向上(%)	<u>95.1</u>	<u>91.1</u>	<u>98</u>	<u>98</u>
指 標	平成 22 年度実績値		平成 27 年度目標値																																								
	市民病院	成人病センター	市民病院	成人病センター																																							
クリティカルパス種類(種類)	34	10	160	25																																							
患者アンケートによる満足度の向上(%)	<u>60</u>	<u>61</u>	<u>80</u>	<u>80</u>																																							
指 標	平成 22 年度実績値		平成 27 年度目標値																																								
	市民病院	成人病センター	市民病院	成人病センター																																							
クリティカルパス種類(種類)	34	10	160	25																																							
患者アンケートによる満足度の向上(%)	<u>95.1</u>	<u>91.1</u>	<u>98</u>	<u>98</u>																																							
<p>3 マグネットホスピタルとしての機能</p> <p>(1) 適正配置と人材評価</p> <p>ア 医療スタッフの適正配置と組織の見直し</p> <p>【目標値】 (単位：人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指 標</th> <th>平成 23 年度実績値</th> <th>平成 27 年度目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医師数</td> <td>77</td> <td>89</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成 23 年 4 月 1 日現在（研修医を除く。）</p> <p>※平成 23 年度医師数内訳 市民病院 62 人、成人病センター 15 人</p> <p>※長崎市第四次総合計画による目標値として、平成 28 年度 92 人 <u>を目標。</u></p>		指 標	平成 23 年度実績値	平成 27 年度目標値	医師数	77	89	<p>3 マグネットホスピタルとしての機能</p> <p>(1) 適正配置と人材評価</p> <p>ア 医療スタッフの適正配置と組織の見直し</p> <p>【目標値】 (単位：人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指 標</th> <th>平成 23 年度実績値</th> <th>平成 27 年度目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医師数</td> <td>77</td> <td>89</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成 23 年 4 月 1 日現在（研修医を除く。）</p> <p>※平成 23 年度医師数内訳 市民病院 62 人、成人病センター 15 人</p> <p>※長崎市第四次総合計画による目標値として、平成 28 年度 92 人 <u>としている。</u></p>				指 標	平成 23 年度実績値	平成 27 年度目標値	医師数	77	89																										
指 標	平成 23 年度実績値	平成 27 年度目標値																																									
医師数	77	89																																									
指 標	平成 23 年度実績値	平成 27 年度目標値																																									
医師数	77	89																																									
<p>4 適正な情報管理と情報公開</p> <p>個人情報の保護及び情報公開については、<u>法令、長崎市個人情報保護条例及び長崎市情報公開条例等</u>の規定に基づき適切に対応する。</p> <p>また、法人の業務運営に係る内容については、法令等に基づき適切に公表を行うとともに、各病院の役割や地域の医療機関との連携等についてホームページ等を通じて情報発信に努め、透明性の確保を図る。</p>		<p>4 適正な情報管理と情報公開</p> <p>個人情報の保護及び情報公開については、<u>長崎市個人情報保護条例、長崎市情報公開条例等</u>の規定に基づき適切に対応する。</p> <p>また、法人の業務運営に係る内容については、法令等に基づき適切に公表を行うとともに、各病院の役割や地域の医療機関との連携等についてホームページ等を通じて情報発信に努め、透明性の確保を図る。</p>																																									

第 4 回評価委員会提出（案）					修正案				
第 4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置 持続可能な経営基盤の確立					第 4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置 持続可能な経営基盤の確立				
【目標値】 (単位：%)					【目標値】 (単位：%)				
指 標	平成 22 年度実績値		平成 27 年度目標値		指 標	平成 22 年度実績値		平成 27 年度目標値	
	市民病院	成人病 センター	新市立病院 (第一期開院)	成人病 センター		市民病院	成人病 センター	新市立病院 (第一期開院)	成人病 センター
総収支比率	94.2	92.9	100.5	102.0	総収支比率	94.2	92.9	100.5	102.0
経常収支比率	101.9	93.2	100.5	102.5	経常収支比率	101.9	93.2	100.5	102.5
医業収支比率	98.0	82.6	89.3	88.6	医業収支比率	98.0	82.6	89.3	88.6
給与費比率	57.8	68.5	57.8	60.8	給与費比率	57.8	68.5	57.8	60.8
	52.8	61.9	54.8	56.6		52.8	61.9	54.8	56.6
材料費比率	24.5	28.4	24.0	28.3	材料費比率	24.5	28.4	24.0	28.3
経費比率	14.8	17.9	15.6	19.2	経費比率	14.8	17.9	15.6	19.2
<p>【注 1】 給与費比率は、上段に退職手当負担金及び退職給付費用を含んだ給与費比率を、<u>下段に除いた</u>給与費比率を記載している。</p>					<p>【注】 給与費比率は、上段に退職手当負担金及び退職給付費用を含んだ給与費比率を、下段に<u>それらを</u>除いた給与費比率を記載している。</p>				

第 4 回評価委員会提出（案）

第 6 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算（平成 24 年度から平成 27 年度まで）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	61,211
営業収益	43,816
医業収益	39,608
運営費負担金収益	4,052
補助金収益	156
営業外収益	693
運営費負担金収益	266
その他営業外収益	427
資本収入	16,702
運営費負担金	4,385
長期借入金	11,509
その他資本収入	808
その他の収入	0
支出	60,609
営業費用	40,141
医業費用	39,357
給与費	22,215
材料費	10,370
経費	6,546
資産減耗費	0
研究研修費	226
一般管理費	784
営業外費用	553
資本支出	19,757
建設改良費	17,119
償還金	2,638
その他資本支出	0
その他の支出	158

（注）期間中の診療報酬の改定、給与改定及び物価の変動は考慮していない。

修正案

第 6 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算（平成 24 年度から平成 27 年度まで）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	61,211
営業収益	43,816
医業収益	39,608
運営費負担金収益	4,052
補助金収益	156
営業外収益	693
運営費負担金収益	266
その他営業外収益	427
資本収入	16,702
運営費負担金	4,385
長期借入金	11,509
その他資本収入	808
その他の収入	0
支出	60,451
営業費用	40,141
医業費用	39,357
給与費	22,215
材料費	10,370
経費	6,546
資産減耗費	0
研究研修費	226
一般管理費	784
営業外費用	553
資本支出	19,757
建設改良費	17,119
償還金	2,638
その他資本支出	0
その他の支出	0

（注）期間中の診療報酬の改定、給与改定及び物価の変動は考慮していない。

第 4 回評価委員会提出（案）				修正案			
2 収支計画（平成 24 年度から平成 27 年度まで）				2 収支計画（平成 24 年度から平成 27 年度まで）			
（単位：百万円）				（単位：百万円）			
区 分		金 額		区 分		金 額	
収益の部		46,307		収益の部		46,309	
営業収益		45,634		営業収益		45,636	
医業収益		39,560		医業収益		39,560	
運営費負担金収益		4,052		運営費負担金収益		4,052	
補助金収益		156		補助金収益		156	
資産見返負債戻入※		1,866		資産見返負債戻入※		1,868	
営業外収益		673		営業外収益		673	
運営費負担金収益		266		運営費負担金収益		266	
その他営業外収益		407		その他営業外収益		407	
臨時利益		0		臨時利益		0	
費用の部		45,984		費用の部		45,904	
営業費用		43,950		営業費用		43,870	
医業費用		43,168		医業費用		43,088	
給与費		21,846		給与費		21,846	
材料費		9,876		材料費		9,876	
経費		6,233		経費		6,233	
減価償却費		4,977		減価償却費		4,897	
資産減耗費		20		資産減耗費		20	
研究研修費		216		研究研修費		216	
一般管理費		782		一般管理費		782	
営業外費用		1,876		営業外費用		1,876	
臨時損失		158		臨時損失		158	
純利益		323		純利益		405	
目的積立金取崩額		0		目的積立金取崩額		0	
総利益		323		総利益		405	
(注) 減価償却費 4,977 百万円には、※印の資産見返負債戻入相当額 1,866 百万円を含む。				(注) 減価償却費 4,897 百万円には、※印の資産見返負債戻入相当額 1,868 百万円を含む。			

第 4 回評価委員会提出（案）	修正案
<p>第 10 料金に関する事項</p> <p>2 手数料 手数料は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 診断書料 1 通につき 3,000 円以上 7,000 円以下 (2) 証明書料 1 通につき 1,000 円以上 2,000 円以下 (3) 督促手数料 1 通につき 70 円</p> <p>5 延滞金 督促を受けたものが、使用料等を納付する場合には、延滞金を徴収することが<u>できるものとする。</u></p> <p>別表（料金関係） 2 分べん料 （表省略）</p> <p>備考 1 「通常分べん」とは、1(1)アの規定により使用料が算定される療養、医療等を伴わない分べんをいう。 2 「時間内」とは、午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分までをいう。 3 「時間外」とは、2 及び 4 に掲げる時間帯以外の時間帯をいう。 4 「深夜」とは、午前 0 時から午前 6 時まで及び午後 10 時から午後 12 時までをいう。 5 「休日」とは、<u>長崎市の休日</u>を定める条例(平成 5 年長崎市条例第 35 号)に規定する本市の休日をいい、「平日」とは、<u>それ以外の日</u>をいう。 6 分べん料の場合の区分の決定は、出産時刻の属する時間帯による。</p> <p>第 11 地方独立行政法人長崎市立病院機構の業務運営等に関する規則で定める業務運営に関する事項</p>	<p>第 10 料金に関する事項</p> <p>2 手数料等 手数料等は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 診断書料 1 通につき 3,000 円以上 7,000 円以下 (2) 証明書料 1 通につき 1,000 円以上 2,000 円以下 (3) 督促料 1 通につき 70 円</p> <p>5 延滞金 督促を受けたものが、使用料等を納付する場合には、延滞金を徴収することが<u>できる。</u></p> <p>別表（料金関係） 2 分べん料 （表省略）</p> <p>備考 1 「通常分べん」とは、1(1)アの規定により使用料が算定される療養、医療等を伴わない分べんをいう。 2 「時間内」とは、午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分までをいう。 3 「時間外」とは、2 及び 4 に掲げる時間帯以外の時間帯をいう。 4 「深夜」とは、午前 0 時から午前 6 時まで及び午後 10 時から午後 12 時までをいう。 5 「休日」とは、<u>次に定める日</u>をいう。 (1) <u>日曜日及び土曜日</u> (2) <u>国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日</u> (3) <u>12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日(前号に掲げる日を除く。)</u> 6 分べん料の場合の区分の決定は、出産時刻の属する時間帯による。</p> <p>第 11 その他長崎市の規則で定める業務運営に関する事項</p>